

16 高齢福祉制度の見直し

提出先 厚生労働省

【提案項目】

- 1 中長期的な視点に立った介護保険制度の見直し
- 2 特別養護老人ホームへの入所に係る低所得者対策の強化
- 3 介護ロボットの介護保険適用
- 4 総合的な認知症対策の充実強化

【提案内容】

項目1 介護保険の負担と給付の公平のあり方について、保険料は、負担の公平性に配慮し、負担能力をより反映させた制度とする一方、低所得者に対しては、中長期的な視点を踏まえつつ、軽減措置の拡充を図ること。

また、社会福祉法人による利用者負担軽減制度について、軽減対象者に一律に適用されるなど必要な見直しを行うこと。

項目2 特別養護老人ホームの居室については、入所者の尊厳の観点からプライバシーの保護が確保され、できる限り在宅に近い環境であることが望ましいとする一方、ユニット型個室は居住費負担が大きいことから、低所得者でもユニット型個室に入所できるよう、国において必要な対策を講じること。

項目3 介護サービスの質の向上や介護事業者の負担軽減を図るため、介護ロボットの利活用を介護保険の適用対象とすること。

項目4 認知症の人やその家族など様々な関係者からの意見を踏まえ策定された「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」の実効性が確保されるよう、必要な情報提供や財政措置を講じること。

【提案理由】

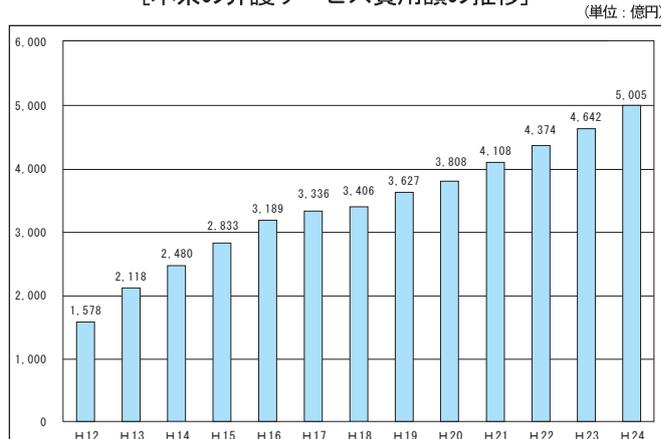
介護保険制度は、急速な高齢化に伴い、保険料及び地方負担が増加傾向にある。保険料の所得段階別の定額制や社会福祉法人に委ねられた利用者負担額軽減制度などについて、負担の公平性や低所得者対策の観点から見直しが必要である。また、平成27年度介護保険制度改正の内容について、適切かつ円滑な事業実施等が確保されるよう、業務の実態を踏まえるとともに、必要な財源措置を図る必要がある。

国は、特別養護老人ホームの居室について、プライバシーが確保され、できる限り在宅に近い居住環境の下で生活することで、一人一人の個性や生活のリズムに合わせたケアを提供することができる個室ユニット化を推進しており、本県においても、特別養護老人ホームの整備に当たっては、ユニット型個室を原則としている。しかし、4人部屋等の従来型の多床室と比べ利用者負担が大きく、補足給付等の現在の制度では不十分であり低所得者には利用しにくいことが大きな課題となっている。特別養護老人ホームの居室については、入所者の尊厳の観点からも個室ユニット化が望ましいと考えられることから、低所得者でもユニット型個室に入所できるよう対策を強化する必要がある。

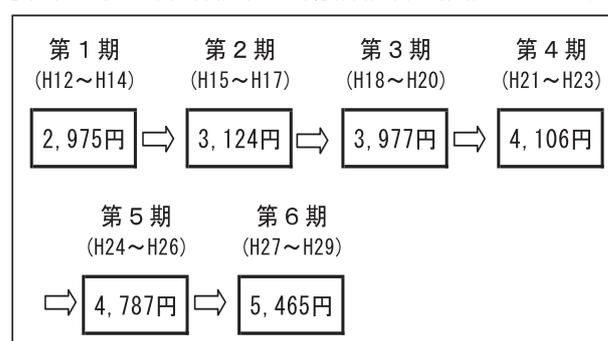
さらに、介護現場における介護ロボットについて、介護サービスの質の向上や介護従事者の負担軽減につながるものとして期待されるものの、費用面の課題が導入の妨げとなっていることから、これら機器の利活用について介護保険の対象とする必要がある。

国では、平成27年1月に「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」を策定したが、平成30年度からすべての市町村で実施することとされた「認知症初期集中支援推進事業」や新たな研修事業など、実施に向けて相当の準備を要する事業が多く位置付けられており、国において、研修実施等の人材育成などに関する必要な情報提供など、地方自治体への積極的な支援が必要である。また、「認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指す」という同プランの基本的な考え方を実現し、認知症疾患医療センターの設置などの実効性を確保するためには、国において介護保険事業費補助金など財源措置が確実に行われる必要がある。

【本県の介護サービス費用額の推移】



【本県の第1号被保険者の介護保険料の推移(加重平均)】



(神奈川県担当課：保健福祉局高齢社会課、高齢施設課、介護保険課)